

## 北海道育成経営体選定要領の運用について

### 第1 趣旨

北海道育成経営体選定要領（令和元年（2019年）5月15日付け林業木材第200号。以下「要領」という。）に基づく林業事業体の登録申請等の取扱いについては、この要領に定めるところによる。

### 第2 登録の申請

- 1 要領第4の林業事業体は、別記第1号様式による申請書を北海道林業事業体登録手続要領第2の規定により申請した総合振興局長、振興局長又は水産林務部長（以下「振興局長等」という。）に提出するものとする。
- 2 申請にあたっては、以下の書類を添付するものとする。
  - (1) 北海道林業事業体登録実施要綱により登録されてから1年以上経過していない登録林業事業体においては、素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績、又は所属する現場作業職員の1年以上の現場従事実績等を有することを証する書類（請負契約書、雇用契約書等の写し）。
  - (2) 認定事業主（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく改善措置計画の認定を受けた林業事業体）以外の林業事業体については、同法第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組にかかる別記第2号様式。
- 3 本条で定める申請書類を書面により提出する場合の提出部数は、1部とする。ただし、申請者は 申請書類の写しを控えとして保管しておくものとする。

また、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。（以下電磁的記録という。））により提出する場合は、送信した電子的記録（送信履歴を含む。）を保存しておくものとする。
- 4 申請書類は、書面又は電磁的記録により提出するものとし、書面により提出する場合は、提出時に、振興局長等より担当者の記名、收受印を押印した申請書の書の写しの交付を受けるものとする。

また、電磁的記録により提出する場合は、電磁的方法で、受理した旨の通知を受けるものとする。

### 第3 変更等の届出

要領第7の第1項の届出は、北海道林業事業体登録手続要領第3による届出をもって届出があったものとみなす。

### 第4 登録の取消申請

要領第9の第1項第4号の取消の申請は、別記第3号様式により行うものとし、提出先については、第2の第1項の規定を準用する。

### 第5 登録の更新

要領第5の第3項の規定による登録の更新は、登録の有効期間が満了する日の90日前から30日前までに、別記第1号様式の申請書により行うものとし、提出先等については、第2の規定を準用する。

# 北海道「育成経営体」登録申請書

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住所		
	氏名又は名称		
	代表者職・氏名		
	登録林業事業体 登録番号	注) 登録がない場合、申請できません。	
	改善措置計画 認定番号	認定事業主である場合は、別記第2号様式の省略可	

申請担当者 連絡先	職氏名	
	電話番号	

## 登 録

北海道育成経営体の 登録の更新 を受けたいので、

北海道育成経営体選定要領第4の規定により、申請します。

◎ 確認項目

- 北海道林業事業体登録実施要綱第6の第1項の規定により登録簿に登載し、同要綱第10の規定により水産林務部林業木材課のホームページで公表している情報を北海道育成経営体選定要領第5の規定の登録等に利用すること。

上記について、同意します。

注) 申請する際は、同意が必要となります

◎ お知らせ

- 北海道育成経営体選定要領第5の規定により登録を受けると道のホームページ上で公表されますことをご確認ください。
- ホームページ上での公表をもって申請者への登録通知に代えさせていただきます。

※ 申請者は記入しないでください。

(総合)振興局 担当者	
-------------	--

(収受印)
-------

選定基準

以下の(1)～(7)の項目の基準をすべて満たしている必要があります。  
 なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業又は連携する場合も含めて判断します。

(1) 生産量の増加又は生産性の向上

①素材生産量(m<sup>3</sup>)の増加目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績 (元号) <input type="text"/> 年度			5年後の目標 (元号) <input type="text"/> 年度		
	天然林	人工林	計(A)	天然林	人工林	計(C)
主伐 間伐	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

素材生産量(m <sup>3</sup> )	
前年度	5年後

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績 (元号) <input type="text"/> 年度			5年後の目標 (元号) <input type="text"/> 年度		
	天然林	人工林	計(B)	天然林	人工林	計(D)
主伐 間伐	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

増加率(%) (C+D)/(A+B)
<input type="text"/>

②生産性(m<sup>3</sup>/人日)の向上目標

I 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により林業生産を行う場合

区分	前年度実績 (元号) <input type="text"/> 年度			5年後の目標 (元号) <input type="text"/> 年度		
	間伐 (E)	主伐 (F)		間伐 (I)	主伐 (J)	
天然林 人工林	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>	

間伐の生産性 (m <sup>3</sup> /人日)
前年度(M) 5年後(N)

主伐の生産性 (m <sup>3</sup> /人日)
前年度(O) 5年後(P)

II 他者への請負又は連携により林業生産を行う場合

区分	前年度実績 (元号) <input type="text"/> 年度			5年後の目標 (元号) <input type="text"/> 年度		
	間伐 (G)	主伐 (H)		間伐 (K)	主伐 (L)	
天然林 人工林	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>	

向上率(%)
間伐 (N/M)
主伐 (P/O)

選定基準  
 素材生産に関し、生産量を5年間で2割以上増加させる目標を有していること、又は生産性を5年間で2割以上向上させる目標を有していること。  
 素材生産量が5,000m<sup>3</sup>/年以上の実績を有する場合は、5,000m<sup>3</sup>/年を維持する生産量又は生産性が間伐8m<sup>3</sup>/人日、主伐11m<sup>3</sup>/人日以上の実績を有する場合は、間伐8m<sup>3</sup>/人日、主伐11m<sup>3</sup>/人日を維持する生産性目標を有していること。

(2) 主伐後の再生林の確保

①主伐及び主伐後の再生林を一体的に実施する体制

区分	事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により主伐及び主伐後の再生林を一体的に実施する体制	有している。	今後取り組む。
	請負又は連携により一体的に実施できる体制を確保し主伐及び主伐後の再生林を一体的に実施する体制	<input type="text"/>	<input type="text"/> 年後までに

選定基準  
 主伐及び主伐後の再生林を一体的に実施する体制を有すること又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。(請負又は連携により一体的に実施できる体制を確保する場合を含む。)

【上記で請負又は連携により一体的に実施できる体制を有している場合又は今後取り組む場合は、連携先等の名称(予定を含む。)を記載してください。】

請負先又は連携先

②主伐後の適切な更新

※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。

I	自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後に適切な更新	取り組んでいる。	今後取り組む。	選定基準
	II	他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけ	取り組んでいる。	

(3) 生産や造林・保育の実施体制の確保

①素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績

区分	北海道林業事業者登録		提出書類	選定基準
	素材生産	造林		
登録から1年以上			○の場合は、不要	1年以上の事業実績等を有すること。
登録から1年未満			1年以上の実績を証する書類 (請負契約書、雇用契約書の写し等)	

(4) 雇用管理の改善及び労働安全対策

林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく北海道の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組の実施

区分	提出書類	選定基準
認定事業主	不要	
認定事業主以外	別記第2号様式	

(5) 生産管理又は流通合理化等

①作業日報の作成・分析による進捗管理	取り組んでいる。	今後取り組む。	選定基準
②生産工程の見直しによる適切な生産管理		年後までに	
③作業システムの改善等の適切な生産管理		年後までに	
④製材工場等需要者との直接的な取引の原木の安定供給・流通合理化		年後までに	
⑤木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化		年後までに	
⑥その他( )		年後までに	

【上記①から⑥で既に取り組んでいる場合は取り組みの内容を記載してください。】

(6) 造林・保育の省力化・低コスト化

①伐採・造林の一貫作業システムの導入
②コンテナ苗の使用
③低密度植栽
④列状間伐の導入
⑤その他( )

取り組んでいる。

今後取り組む。

 年後  
までに

 年後  
までに

 年後  
までに

 年後  
までに

 年後  
までに

【上記①から⑤で既に取り組んでいる場合は取り組みの内容を記載してください。】

選定基準
左記のいずれかに取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにすること。

(7) コンプライアンスの確保

該当しない。

①業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない。

②国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている。

選定基準
左記の項目のいずれにも該当しないこと。

(以下余白)

**労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に準ずる取組**

申請書1の(4)の取組事項について、以下のとおり申請します。

取組項目	取り組んでいる。	今後取り組む。	登録基準
現場作業員の常用化などの雇用の安定化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	左記のいずれかに取り組んでいる又は今後取り組む意向を明らかにすること。
月給制度の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
週休2日制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
防護具の着用徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
その他( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
その他( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	
その他( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 年後までに	

(以下余白)

# 登録取消申請書

(元号) 年 月 日

北海道知事 様

〒 ー  
住 所

届出者 氏名又は名称  
代表者職・氏名

北海道育成経営体の登録を取り消したいので、「北海道育成経営体選定要領」第9の第1項第4号の規定により、申請します。

取消申請の理由	
備 考	